

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

令和7年2月21日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とするため、改正するものであります。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正する条例

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第12号 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(給食の特例)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす地域型保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、その地域型保育事業者の利用乳幼児に対する給食について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理した給食を地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、その地域型保育事業者は、その給食についてこの条の規定により特例の方法によることとしてもなおその地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、本市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)－(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給食の特例)</p> <p>第17条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす地域型保育事業者は、前条第1項の規定にかかわらず、その地域型保育事業者の利用乳幼児に対する給食について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理した給食を地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、その地域型保育事業者は、その給食についてこの条の規定により特例の方法によることとしてもなおその地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、本市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)－(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部
を改正することについて

1 条例改正の背景

令和 6 年 6 月 1 9 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 4 次地方分権一括法（令和 6 年法律第 5 3 号））」により、栄養士法が一部改正されました。この改正では、管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受けるために必要とされていた栄養士免許が不要となります。

そのため、従来は、全ての管理栄養士が栄養士免許を有していましたが、この改正以降、管理栄養士が栄養士免許を有するとは限らなくなります。

2 条例改正の概要

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（以下「市条例」という。）第 1 7 条第 2 項は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）第 1 6 条第 2 項に従うべきとされており、その内容は、給食を地域型保育事業所の外で調理し搬入する方法で提供する際は、献立等について栄養士による指導等を受けられる体制であることとしておりますが、栄養士法の一部改正に伴い、国基準が「栄養士」から「栄養士又は管理栄養士」に改正されたことから、市条例についても同様に改正するものです。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日